

課外活動団体の課税関係・会計経理について

税理士法人AAA／西本公認会計士事務所

INDEX

1. 成年年齢の改正について
2. 税金と学生生活
3. 課外活動団体の資金調達の多様化と税制の概要
4. 課外活動団体の会計・経理の留意事項

1. 成年年齢の改正について

成年年齢の改正について

民法改正

第四条 年齢二十歳をもって、成年とする。

↓

第四条 年齢十八歳をもって、成年とする。（2022年4月1日～）

⇒約140年ぶりの改正

＜成年（18歳）になったらできること＞（政府広報オンラインより）

- ▶ 親の同意がなくても契約できる
- ▶ 携帯電話の契約
- ▶ ローンを組む
- ▶ クレジットカードをつくる
- ▶ 一人暮らしの部屋を借りる など
- ▶ 10年有効のパスポートを取得する
- ▶ 公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取る
- ▶ 結婚

成年年齢の改正について

＜未成年者取消権の範囲縮小＞（法務省ホームページより）

Q5 消費者被害の拡大が懸念されていますが、どのような対策をとるのですか？

A 民法では、未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、原則として、契約を取り消すことができるとされています（未成年者取消権）。未成年者取消権は未成年者を保護するためのものであり、未成年者の消費者被害を抑止する役割を果たしてきました。成年年齢を18歳に引き下げた場合には、18歳、19歳の方は、未成年者取消権を行使することができなくなるため、悪徳商法などによる消費者被害の拡大が懸念されています。政府としては、小・中・高等学校等における消費者教育の充実（例：契約の重要性、消費者の権利と責任など）や、若者に多い消費者被害を救済するための消費者契約法の改正、全国共通の3桁の電話番号である消費者ホットライン188の周知や相談窓口の充実など、様々な環境整備の施策に取り組んできました。

今後も、「成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議」を開催して、政府全体で環境整備に取り組んでいきたいと考えています。

⇒大学生には「未成年」はいなくなっている。
学生の活動に社会人と同一の判断基準を持つ必要がある。

2. 税金と学生生活

大学生になって一気に増える社会との接点

成年であるがゆえに社会との接点も多く、社会人と同一水準の権利を有し義務を負うことが多くなります。

- ▶ アルバイト（アルバイト先が税金を天引き等の処理）
- ▶ 学生起業（課税）
- ▶ 副業（課税）
- ▶ 株式投資、仮想通貨取引、FXなど（課税）
- ▶ 任意の活動の資金調達（一部課税の可能性もある。）

⇒クラウドファンディングなど、ここ数年で大きく変化した部分。本日のメインテーマとなります。

3. 課外活動団体の資金調達の多様化と税制の概要

課外活動の資金調達が多様化と税制の概要

<学生の課外活動の資金調達の種類>

- 部費等
- OB等からの寄付
- クラウドファンディング
- イベント運営
- 各種協賛金
- 収益事業の開始

課外活動の課税関係

日本国憲法 第三十条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

日本国憲法 第八十四条 あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

⇒**租税法律主義**と言われます。

法人税法3条 人格のない社団等は、法人とみなして、この法律（第七十五条の四（電子情報処理組織による申告）及び別表第二を除く。）の規定を適用する。

法人税法4条 内国法人は、この法律により、法人税を納める義務がある。ただし、公益法人等又は人格のない社団等については、収益事業を行う場合、法人課税信託の引受けを行う場合又は第八十四条第一項（退職年金等積立金の額の計算）に規定する退職年金業務等を行う場合に限る。

所得税法7条 所得税は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める所得について課する。

一 非永住者以外の居住者 全ての所得

消費税法3条 人格のない社団等は、法人とみなして、この法律（第十二条の二及び第四十六条の二並びに別表第三を除く。）の規定を適用する。

⇒**課外活動が、個人とみなされればすべての所得に課税される。人格のない社団等とみなされた場合、収益事業を行う場合に限り課税される。**

任意団体の課税のポイントは「人格のない社団等」「収益事業」の2つ。

人格のない社団等

法人税法2条八 人格のない社団等 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。

法基通 1-1-1 法第2条第8号《人格のない社団等の意義》に規定する「法人でない社団」とは、多数の者が一定の目的を達成するために結合した団体のうち法人格を有しないもので、単なる個人の集合体でなく、団体としての組織を有して統一された意志の下にその構成員の個性を超越して活動を行うものをいい、次に掲げるようなものは、これに含まれない。

法基通 1-1-2 法第2条第8号《人格のない社団等の意義》に規定する「法人でない財団」とは、一定の目的を達成するために出えんされた財産の集合体で特定の個人又は法人の所有に属さないで、一定の組織による統一された意志の下にその出えん者の意図を実現すべく独立して活動を行うもののうち法人格のないものをいう。

任意団体がこの定義に当てはまれば法人税法上の「人格のない社団等」に該当する。

収益事業

法人税法2条十三 収益事業 販売業、製造業その他の政令で定める事業で、継続して事業場を設けて行われるものをいう。

法人税法施行令5条 法第二条第十三号（定義）に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業（その性質上その事業に付随して行われる行為を含む。）とする。

①物品販売業②不動産販売業③金銭貸付業④物品貸付業⑤不動産貸付業⑥製造業⑦通信業⑧運送業⑨倉庫業⑩請負業⑪印刷業⑫出版業⑬写真業⑭席貸業⑮旅館業⑯料理店業その他の飲食店業⑰周旋業⑱代理業⑲仲立業⑳問屋業㉑鉱業㉒土石採取業㉓浴場業㉔理容業㉕美容業㉖興行業㉗遊技所業㉘遊覧所業㉙医療保険業㉚技芸教授業㉛駐車場業㉜信用保証業㉝無体財産権の提供等を行う事業㉞労働者派遣業

⇒列挙された34業種を「継続して事業場を設けて」行った場合には課税

「継続して事業場を設けて」とは？

法基通15-1-4 法第2条第13号《収益事業の意義》の「事業場を設けて行われるもの」には、常時店舗、事務所等事業活動の拠点となる一定の場所を設けてその事業を行うもののほか、必要に応じて随時その事業活動のための場所を設け、又は既存の施設を利用してその事業活動を行うものが含まれる。したがって、移動販売、移動演劇興行等のようにその事業活動を行う場所が転々と移動するものであっても、「事業場を設けて行われるもの」に該当する。(昭56年直法2-16「七」、平20年課法2-5「二十九」により改正)

法基通15-1-5 法第2条第13号《収益事業の意義》の「継続して.....行われるもの」には、各事業年度の全期間を通じて継続して事業活動を行うもののほか、次のようなものが含まれることに留意する。(昭56年直法2-16「七」、平20年課法2-5「二十九」により改正)

- (1) 例えば土地の造成及び分譲、全集又は事典の出版等のように、通常一の事業計画に基づく事業の遂行に相当期間を要するもの
- (2) 例えば海水浴場における席貸し等又は縁日における物品販売のように、通常相当期間にわたって継続して行われるもの又は定期的に、若しくは不定期に反復して行われるもの

(注) 公益法人等が令第5条第1項各号《収益事業の範囲》に掲げる事業のいずれかに該当する事業(以下15-1-5において「特掲事業」という。)とこれに類似する事業で特掲事業に該当しないものを行っている場合には、その行う特掲事業が継続して行われているかどうかは、これらの事業が全体として継続して行われているかどうかを勘案して判定する。

学園祭の模擬店舗で考えてみましょう

- ▶ 任意団体（人格のない社団等）は、収益事業を行う場合に限り課税される。
- ▶ 収益事業は、販売業、製造業その他の政令で定める事業で、継続して事業場を設けて行われるものをいう。

⇒学園祭の模擬店舗は、物品販売業に該当するが、継続して事業場を設けて行われているとはみなされないため課税されないとされます。

但し、人格のない社団等とみなされない場合には、個人として課税の可能性はあります。

活動への寄付受け入れはどうか？

個人の活動への寄付は、個人からの場合は贈与税、法人からの場合は所得税（一時所得）が課税される。

人格のない社団等への寄付は通常収益事業とみなされないため、法人税の課税はされない。

但し個人からの寄付の受け入れの場合は例外。（一人当たり暦年110万以内は非課税）

相続税法66条1項 代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団に対し財産の贈与又は遺贈があつた場合においては、当該社団又は財団を個人とみなして、これに贈与税又は相続税を課する。この場合においては、贈与により取得した財産について、当該贈与をした者の異なるごとに、当該贈与をした者の各1人のみから財産を取得したものとみなして算出した場合の贈与税額の合計額をもつて当該社団又は財団の納付すべき贈与税額とする。

⇒寄付型クラウドファンディングも同様です。

寄付主体	課税関係
個人から個人への寄付	贈与税が課税されます。
法人から個人への寄付	一時所得として課税されます。
個人から任意団体（人格なき社団）への寄付	寄付者それぞれから贈与を受けたものとして贈与税を課税。
法人から任意団体（人格なき社団）への寄付	課税されません。

購入型クラウドファンディングの場合は？

- ▶ 収益事業（物品販売業）とみなされる可能性がある。
- ▶ 単発である場合には、「継続して事業場を設けて」の定義を満たす可能性は低いが、複数回の場合の頻度等の判断基準は示されていない。
- ▶ 返礼品が些細なものである場合、どの程度なら許容されるかの判断基準も示されていない。

（参考）

法基通15-1-10 宗教法人、学校法人等が行う物品の販売が令第5条第1項第1号《物品販売業》の物品販売業に該当するかどうかについては、次に掲げる場合には、それぞれ次による。（昭56年直法2-16「七」により改正）

(1) 宗教法人におけるお守り、お札、おみくじ等の販売のように、その売価と仕入原価との関係からみてその差額が通常の商品販売業における売買利潤ではなく実質は喜捨金と認められる場合のその販売は、物品販売業に該当しないものとする。ただし、宗教法人以外の者が、一般の商品販売業として販売できる性質を有するもの（例えば、絵葉書、写真帳、暦、線香、ろうそく、供花等）をこれらの一般の商品販売業者とおおむね同様の価格で参詣人等に販売している場合のその販売は、物品販売業に該当する。

(5) 学校法人等が行うバザーで年1、2回開催される程度のもの（15-1-6の(2)に該当するものを除く。）は、物品販売業に該当しないものとする。

スポンサー収入は？

寄付的要素が強いものは、寄付と同じです。

広告的要素が強いものは、収益事業のうち問屋業に該当しますが、「継続して事業所を設けて」行われていないものは課税されません。

チャリティイベントは、以下のような通達があります。

15-1-53 次に掲げる興行（これに準ずるものを含む。）に該当することにつき所轄税務署長の確認を受けたものは、令第5条第1項第26号《興行業》の興行業に該当しないものとする。（昭56年直法2-16「七」により追加、平2年直法2-1「十一」により改正）

(1) 催物に係る純益の金額の全額が教育（社会教育を含む。）、社会福祉等のために支出されるもので、かつ、当該催物に参加し又は関係するものが何らの報酬も受けな
いいわゆる慈善興行

(2) 学生、生徒、児童その他催物に参加することを業としない者を参加者又は出演者等とする興行（その興行収入の相当部分を企業の広告宣伝のための支出に依存するものについては、これにより剰余金の生じないものに限るものとし、その他の興行については、その興行のために直接要する会場費、人件費その他の経費の額を賄う程度の低廉な入場料によるものに限る。）

課外活動の資金調達の課税関係あてはめ

項目	人格のない社団等の課税関係	個人の場合
部費等	課税されない	個人に所得が生じない限り、課税されない
OB等からの寄付	寄付者が法人の場合は課税されない。寄付者が個人の場合には寄付者ごとに贈与税	寄付者が法人の場合は一時所得、寄付者が個人の場合は贈与税
クラウドファンディング	購入型は課税の可能性はある。寄付型はOBからの寄付等と同じ。	購入型は雑所得又は事業所得、寄付型はOBからの寄付等と同じ。
イベント運営	単発のものは課税されない。	雑所得又は事業所得
各種協賛金	寄付的要素が強い場合にはOBからの寄付と同じ。広告的要素が強い場合には、課税の可能性はある。	寄付的要素が強い場合にはOBからの寄付と同じ。広告的要素が強い場合には、事業所得又は雑所得
収益事業の開始	法人税課税	事業所得

4. 課外活動団体の会計・経理の留意事項

課外活動団体の会計・経理の留意事項

- ▶ 会計の目的は「アカウンタビリティ＝説明責任である。」
- ▶ 活動の目的のために資金調達し、その目的通りに資金が使用されていることを利害関係者に説明できるようにしておくことが必要。
- ▶ 人に対しては性善説で、仕組みに関しては性悪説に立って管理する

課外活動団体が寄附を募る際の留意事項（1/2）

1. 寄附金を募る際に以下の説明を行いましょう。

1) プロジェクトの概要、資金計画、余剰金の利用方法、寄附の申込方法・手続き

2) 寄附を募る者の氏名（※個人の場合）又は団体名・代表者名（※団体の場合）

和歌山大学が責任主体・資金の受入先・管理団体ではないことがわかるように併せてホームページやSNS、配付資料等にも明記しておきましょう。明記しておかないとおもわぬクレームが寄附者から来るかもしれませんので、注意してください。

3) 税法上の優遇措置（特定寄附金により所得税控除）の対象外となる場合があること

4) 受入れを辞退する場合があること

- ①寄附の対価として何らかの利益または便宜供与を寄附条件とする場合
- ②寄附受入れにより著しく財政的負担を伴う場合
- ③寄附経理について、寄附者が会計検査を行う場合
- ④反社会的勢力等からの寄附の場合
- ⑤犯罪収益に関連する寄附の場合
- ⑥政治家、同関連団体からの寄附の場合
- ⑦その他、学生及び学生団体の諸活動に支障があると認められる場合

5) 寄附金の返金に関する記載

【記載例】寄附金の受入れ後、受入れ辞退の項目に該当することが判明した場合は、既に受入れ済みの寄附金を全額返金します。

課外活動団体が寄附を募る際の留意事項（2/2）

3. 寄附申込書において寄附者の宣誓を求めましょう。

【宣誓事項（記載例）】

- ・ 寄附者は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋またはこれらの関係者その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- ・ （寄附者が法人の場合）寄附者の役員、寄附者の経営権を実質的に有する者または寄附者の使用人（以下「役員等」という。）が反社会的勢力に属していないこと。
- ・ 寄附者又は役員等が反社会的勢力の維持運営に協力又は関与していないこと。

4. 寄附金の受入後、寄附者に感謝の気持ちを伝え、活動報告を行いましょう。

5. 寄附金の管理を適切に行いましょう。

- ・ 収入・支出の状況を帳簿等に記載するとともに、どのような経緯でどのような物を購入したなどがわかるよう関係書類（見積書、納品書、領収書等）は保管するようにしまししょう。また、不適切な経理が行われることのないよう、通帳、暗証番号および印鑑等は厳重に管理するようにしまししょう。
- ・ 寄附受入による一切の責任は受入れ側において負うことを知っておきまししょう。

6. 確定申告が必要か確認し、必要な場合は確定申告（納税、還付手続）をしまししょう。

- ・ 受入れた寄附金は、課税対象になることがあります。気になる場合は税務署や税理士に相談しまししょう。
また、支払うべき税金を納めなかった場合、行政処分として「加算税」などが課せられる場合があります。
また、悪質な脱税行為があった場合は、刑事罰（懲役や罰金）が課せられる場合もありますので、十分に注意しまししょう。

和歌山大学からの連絡事項

- ・ 諸注意

はじめに

■ 「税理士の無償独占」について

税理士の無償独占とは、税理士資格を持たない人が、他人からの依頼に応じて税理士業務（税務代理、②税務書類の作成、③税務相談）を報酬の有無に関わらず、行ってはならない。というもの。

※税理士法第52条に、税理士業務の制限として、「税理士又は税理士法人でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、税理士業務を行ってはならない。」と規定されており、これに違反すると逮捕される可能性があります。

⇒大学の教職員も、上記の税理士業務を行うことができません。

和歌山大学が設立を承認した課外活動団体

■ 学生自治会関係団体

学生自治会、新聞会、体育会、文化部連合会
大学祭実行委員会、生協学生委員会、
部活動・サークル など

■ クリエプロジェクト

(和歌山大学ソーラーカープロジェクト、クリエ
ゲーム制作プロジェクト、和歌山ASEANプロジェク
ト、天体継続観測プロジェクト・・・など)

大学への諸手続きについて

▶ 学生自治会関係団体

(実施時期) 毎年5月上旬

学生代表団体（学生自治会、体育会、文化部連合会、
大学祭実行委員会、新聞会、生協学生委員会）および
部活動・サークル 存続届等の提出について

(周知方法) 教育サポートシステムと学生センターのホームページ

(提出先・問い合わせ先) 学生支援課 gakuseika@ml.wakayama-u.ac.jp

(提出期限) 毎年6月上旬

(提出書類) ※会計経理に関係する書類として、以下の書類を提出

- ①団体規約や会則
- ②役員及び構成員名簿
- ③前年度活動費収支状況報告書
- ④本年度活動収支計画書 など

大学への手続きについて

▶ クリエプロジェクト（各団体）

（実施時期） 毎年2月中旬 プロジェクト更新申請時に
協賛金、物品提供、技術提供、協働内容の調査を実施

（周知方法） クリエから全プロジェクトにメールを送信

（提出先・問い合わせ先） クリエ creainfo@ml.wakayama-u.ac.jp

（提出期限） 毎年3月下旬

（提出書類） 提出書類は、改めてクリエから連絡予定

※企業等から協賛金を受けているプロジェクトは、
「決算報告書」を提出していただきます。

（その他） クリエでは、会計処理や報告書の作成、また
協力企業に関する情報提供について支援を行います。